最低賃金の引き上げ及び中小企業支援拡充を求める意見書

コロナ禍の深刻な経済状況で、非正規雇用やフリーランスで働く労働者の失業や減収が深刻である。非正規労働者の７割は女性であり、多くがコロナ禍で貴重な役割を担っているエッセンシャルワーカーでもある。この女性パート労働者の４割が、最低賃金の近傍（×1.15 倍の範囲）で働いている現状にある。

現在、日本の最低賃金は、加重平均で時給 930 円である。しかし、この額では毎日８時間働いても月額 14 万円（所得税・住民税を差し引いた額、社会保険料含む）程度にしかならない。国民の生活を底上げし、民間消費を喚起して地域経済を回復させるうえで、最低賃金の引き上げは喫緊の課題である。

加えて、現在の最低賃金は最高の東京 1,041 円と最低２県 820 円とでは、時給 221 円の格差がある。全国労働組合総連合が実施している調査でも、地方では交通費などの負担が大きく、最低生活に大きな格差があるとは認められない。

最低賃金を引き上げるためには、中小零細企業への支援がセットで行われることが必要であり、コロナ禍で苦境にあえぐ事業所への経営支援などを強めることが必要である。

また、最低賃金の引き上げに向けては、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備する必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、以下のことを実現されるよう強く要望する。

記

１　国民の暮らしを支え消費を拡大するため、最低賃金を大幅に引き上げること。

２　生活費の実態にあわせ、最低賃金の地域間格差を是正すること。

３　最低賃金引き上げの際には、コロナ禍での様々な経営支援、下請け取引の適正化、各種財政支援など、中小企業への支援を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和３年12月17日

小矢部市議会議長　吉　田　康　弘

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
厚生労働大臣
経済産業大臣